

原価算定期間終了後の経過措置料金の 事後評価について

原価算定期間を終了しているみなし小売電気事業者の経過措置料金の事後評価について、料金審査専門会合での審議結果を報告するとともに、経済産業大臣への回答についてご審議いただく。

主なポイント

1. 審議状況等

- 1月10日 経済産業大臣より委員会へ意見聴取
- 1月21日 第39回料金審査専門会合開催

2. 料金審査専門会合における審議結果について

今回の事後評価の対象となった原価算定期間を終了しているみなし小売電気事業者8社（北海道電力、東北電力、東京電力 EP、中部電力、北陸電力、中国電力、四国電力及び沖縄電力）について、現行の経過措置料金に関する値下げ認可申請の必要があるとは認められなかった。

→資料3－1

3. 経済産業大臣への回答について

別添案のとおり、値下げ認可申請の必要があると認められる事業者はなかった旨、経済産業大臣宛てに回答することとしたい。

以上

(参考)

【電気】経過措置料金の対象事業者

■みなし小売電気事業者（全10社）

事業者	決算月	原価算定期間	所管部局	評価対象
北海道電力	3月	H25.4～H28.3	本省	対象
東北電力	3月	H25.4～H28.3	本省	対象
東京電力 EP	3月	H24.4～H27.3	本省	対象
中部電力	3月	H26.4～H29.3	本省	対象
北陸電力	3月	H20.4～H21.3	本省	対象
関西電力	3月	H30.4～R3.3	本省	対象外
中国電力	3月	H20.4～H21.3	本省	対象
四国電力	3月	H25.4～H28.3	本省	対象
九州電力	3月	R1.4～R4.3	本省	対象外
沖縄電力	3月	H20.4～H21.3	本省	対象

(別添)

(案)

官	印	省	略
番			号
年	月		日

経済産業大臣 宛て

電力・ガス取引監視等委員会委員長

みなし小売電気事業者の特定小売供給約款における料金を算定した際に定められた原価算定期間に相当する年数が経過した後に経済産業省が毎年度行う定期的な評価について（回答）

令和2年1月10日付け20200108資第5号により貴職から当委員会に意見を求められた上記の件について、審査を行いました。

審査の結果、下記の対象事業者について、電気事業法等の一部を改正する法律附則に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等（20160325資第12号）第2（7）④に照らし、値下げ認可申請の必要があるとは認められませんでした。

記

（対象事業者）

・北海道電力株式会社	法人番号 4430001022351
・東北電力株式会社	法人番号 4370001011311
・東京電力エナジーパートナー株式会社	法人番号 8010001166930
・中部電力株式会社	法人番号 3180001017428
・北陸電力株式会社	法人番号 7230001003022
・中国電力株式会社	法人番号 4240001006753
・四国電力株式会社	法人番号 9470001001933
・沖縄電力株式会社	法人番号 3360001008565